

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
3月12日
(金曜日)

目次

- 規則
 - 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課).....一
 - 山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課).....一
 - 山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課).....一
 - 山口県自然環境保全地区条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課).....二
 - 保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医療政策課).....二
 - 知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課).....二
 - 道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則(道路建設課).....三
- 訓令
 - 山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令(給与厚生課).....三
 - 職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令(管財課).....三
- 告示
 - 救急病院の認定(医療政策課).....四
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課).....四
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....四
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....四
 - 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....四
- 公告
 - 国土調査の成果の認証(政策企画課).....六
 - 流域下水道に係る指定管理者の指定(都市計画課).....六
- 選管告示
 - 政治団体の名称等.....七
 - 政治団体の異動事項.....七
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....七
 - 資金管理団体の異動事項.....八
 - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....八

○公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....八



山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十一号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第四号中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の二第六項」に改める。

第十条の二中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「第七条第四号」を「第七条第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 省令第七条第四号の規定による認定又は決定をすること。

第十一条第五項第八号中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改め、同項第十七号中「第二十九条第一項及び第三十一条第一項」を「第三十四条第一項及び第三十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の三第四号、第十条の二及び第十一条第五項第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十二号

附則
この規則は、公布の日から施行する。

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十六号

道路の構造の技術的基準を定める規則の一部を改正する規則

道路の構造の技術的基準を定める規則（平成二十四年山口県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「横断歩道橋等」の下に「、自動運行補助施設」を加える。
本則に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十四条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第一号

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式中「㊟」を削る。

別記第七号様式及び別記第八号様式中「㊠」を削る。

附則

この訓令は、令和三年三月十二日から施行する。

山口県訓令第二号

職員の仕事発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

職員の仕事発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の仕事発明等に関する規程（平成元年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊡」を削る。

別記第二号様式中「**四**」を削る。
別記第三号様式から別記第七号様式までの規定中「**四**」を削る。
附則

この訓令は、令和三年三月十二日から施行する。



山口県告示第八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年三月十二日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
下関市立市民病院		下関市向洋町一丁目一三番一号			令和六、三、三一

山口県告示第八十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成二十九年山口県告示第五十号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年二月二十三日限り消滅した。

令和三年三月十二日

和木加入区	山口県知事	村岡 嗣 政
-------	-------	--------

山口県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年三月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 伊佐吉部山口線
道路の区域

区 間	宇部市大字西吉部字埴崎五七八の一 地先	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最狭 一三・二 最広 二三・四	最狭 二一・三 最広 三三・四	五〇・六	五〇・六			

道路改良工事の完了による。

山口県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口県道 伊佐吉部山口線	宇部市大字西吉部字埴崎五七八の一地先	令和三年三月十三日

山口県告示第八十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和三年三月十二日

久賀港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二八及び四七四九の三五に沿接する道路から同大字字中辻北五二二四の三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D.L. 十三・五〇メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と追原導流堤との境界線、2の地点から44の地点までを順次結んだ線、44の地点と45の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、46の地点と47の地点を結ぶ昭和四十二年四月十八日付け指令港湾第四二六号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十二年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D.L. 十三・六〇メートル)、47の地点と48の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、48の地点と49の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線(D.L. 十三・六〇メートル)、49の地点と50の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と50の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線(D.L. 十三・六〇メートル)に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点(北緯三三度五六分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒)から三二一度四四分一九秒三九五・三三メートルの地点
- 2の地点 1の地点から二八度〇三分〇九秒一・一九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五九度一四分一四秒〇・二四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一〇七度二九分五三秒六・七六メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一〇六度四〇分〇二秒九・九三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一〇五度二九分〇八秒九・九二メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一〇二度四九分二九秒一四・五六メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一〇一度二六分一六秒三・一六メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一〇一度二六分一六秒三・一六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一〇一度二六分一六秒三・一六メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇三度〇二分二〇秒五・〇〇メートルの地点

- 12の地点 11の地点から一〇三度一八分二九秒五・〇〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一〇三度三四分五九秒五・〇〇メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一〇三度五四分三〇秒五・〇〇メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一〇四度一三分〇一秒五・〇〇メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一〇四度二九分二一秒五・〇〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一〇四度四八分三二秒五・〇〇メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一〇五度〇六分二三秒五・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一〇五度二三分三四秒五・〇〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一〇五度四二分三四秒五・〇〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一〇五度五九分五六秒五・〇〇メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一〇六度一七分四七秒五・〇〇メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一〇六度三六分一八秒五・〇〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一〇六度五三分四一秒五・〇〇メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一〇七度一二分二三秒五・〇〇メートルの地点
- 26の地点 25の地点から一〇七度二九分三四秒五・〇〇メートルの地点
- 27の地点 26の地点から一〇七度四八分一六秒五・〇〇メートルの地点
- 28の地点 27の地点から一〇八度〇五分五二秒五・〇〇メートルの地点
- 29の地点 28の地点から一〇八度二三分四二秒五・〇〇メートルの地点
- 30の地点 29の地点から一〇八度四一分一九秒五・〇〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から一〇八度五九分二〇秒四・四八メートルの地点
- 32の地点 31の地点から一〇九度〇八分一四秒二五・五二メートルの地点
- 33の地点 32の地点から一〇九度〇八分四〇秒四・五五メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一〇九度〇八分一〇秒八・九七メートルの地点
- 35の地点 34の地点から一〇九度〇八分四〇秒五・六七メートルの地点
- 36の地点 35の地点から一〇九度〇八分二一秒一六・八七メートルの地点
- 37の地点 36の地点から一〇八度〇二分四五秒二六・四五メートルの地点
- 38の地点 37の地点から九七度三二分一九秒四三・二六メートルの地点
- 39の地点 38の地点から一〇二度四六分〇八秒一五・〇一メートルの地点
- 40の地点 39の地点から一〇七度二九分五〇秒二四・七六メートルの地点
- 41の地点 40の地点から九九度五六分一八秒三・八六メートルの地点
- 42の地点 41の地点から九九度三九分〇七秒二・八八メートルの地点
- 43の地点 42の地点から九九度〇九分三四秒九・一七メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一〇九度四二分三七秒一・〇二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一九三度四九分〇一秒八・八一メートルの地点

- 46の地点 45の地点から二六三度一〇分四〇秒五・七五メートルの地点
- 47の地点 46の地点から二八四度二七分四六秒一三八・二六メートルの地点
- 48の地点 47の地点から二八九度〇七分五五秒一八・七七メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二八八度一分四五秒一三一・三三メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二八八度一七分〇八秒一五・三〇メートルの地点

(三) 面積

- 二、九一・一〇平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号

平成二十九年十月二十四日 指令平二九港湾第二八一号

三 関係図書を閲覧できる市町

周防大島町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 認可の年月日

令和三年三月二日



(六六) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
美祢市	平成三十年五月十五日から令和二年二月二十五日まで	美祢市地籍図	豊田前町保々及び美東町大田の各一部

二 認証年月日

令和三年三月十二日

(六七) 流域下水道に係る指定管理者の指定

山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号)第五条の規定により、流域下水道に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町

名 称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
田布施川流域下水道	熊毛郡田布施町及び平生町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

総合設備管理株式会社 周南市大字栗屋五〇番三五

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間



山口県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）
立憲民主党山口県第4区総支部	加藤 壽彦	酒本 哲也	下関市上田中町4丁目1番6号	1以上の市町村の区域等を単位として設けられた政党（立憲民主党）の支部	令和3、/5
明るく元気な萩市をつくる会	山本百合生	柴田 和則	萩市大字上五間町50の1		” /
重村のりひろ後援会	重村 三郎	重村佳奈美	長門市俄山7067		” / 10

山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第二項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考（年月日）
			異動新	異動旧	
		代表者	重枝 尚治	橋本 誠士	

自由民主党山口県たばこ販売支部

重枝 尚治

事務所

山口市小郡下郷4丁目

周南市入船町2番37号

令和2、/10

日本共産党山口県委員会

吉田 貞好

代表者

吉田 貞好

佐藤 文明

” 9、”

岩田雄治後援会

長友 光子

会計責任者

長友 光子

東 泰雄

令和3、/”

河野とおる後援会

河野 亨

事務所

光市虹ヶ丘1丁目10番18号

光市島田2丁目23番10号

令和2、/”

中嶋まこと後援会

中嶋 誠

会計責任者

中嶋 誠

野村 博司

” 6、”

吉村しのぶ後援会

吉村 忍

事務所

大島郡周防大島町大字西安下庄545の12

大島郡周防大島町大字東安下庄786の4

令和3、/”

よねや又由後援会

米弥 又由

”

長門市西深川2467の1

長門市西深川2749の1

” / 24

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩田雄治後援会	長友 光子	長友 光子	柳井市柳井4丁目37の1	令和3、/30
自由福祉党	佐々木信夫	佐々木登美子	下関市武久町2丁目5番13号	令和2、/”
田中和未後援会	河本 秋芳	田中喜久子	周南市速玉町5番1号	” / 31
山田和人後援会	松崎 稔	古永 広子	” 築港町10番25号	” / ”

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

米 称	資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	異 動 内 容		備 考 (異 動 日 月 年)
		異 動 事 項	所 務 所	
米 称 又由	よねや又由後援会	新	長門市西深川 2467の1	令和3、24
		旧	長門市西深川 2149の1	

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

「医療法人全真会病院」を「医療法人全真会全真会病院」に改める。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十二日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第一号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「刑事部捜査第二課」を「刑事部捜査第一課に検視官室を、刑事部組織犯罪対策課」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月十二日印刷
令和三年三月十二日発行

発行所 山口県庁
山口県知事